



2020年6月1日

各位

## 緊急事態宣言解除後の業務体制について

4月7日に国より発令された新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言および都府県知事による緊急事態措置に係る要請に対応し、物流事業に関わる業務に関して4月8日以降、事業活動の一部を縮小してまいりました。

5月25日を以て、全国における緊急事態宣言の解除が決定されましたが、従業員およびお客様の安心・安全と健康を第一に考え、物流事業部は引き続き在宅勤務・時差出勤を交え、下記の通り業務を継続してまいります。

お客様ならびに関係の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

### ■業務体制について

当部の業務体制も非常事態宣言後より、在宅勤務がベースとなっておりますが、解除後は出社人数を減らすなどの対応をとりながら、在宅勤務と合わせ対応させていただいております。

### ■ご商談について

皆様とのご商談につきましては、Web会議等を活用しつつ、必要に応じて少人数での対面訪問を実施するなど、柔軟に対応させていただきます。

引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めるとともに、事業を継続してまいります。

以上